石川県公報

令和　８　年　11　月　13　日（金曜日）

号　外

（第　６３　号）

目　次

監査委員
○住民監査請求に係る監査結果の公表　1

監　査　委　員

住民監査請求に係る監査結果の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第５項の規定により、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

令和８年11月13日

石川県監査委員　村　上　　勝
同　作　田　有　子

（政務活動費に係る住民監査請求の監査結果）

第１　住民監査請求の内容

１　請求人

石川県金沢市小坂町西61番地７　　林　木　則　夫

２　請求書の提出

令和８年９月16日

３　請求の内容

請求人から提出された石川県職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）の内容は、次のとおりである。

（措置請求書の原文に即して記載したが、項目番号の表記などを変更した。）

⑴　政務活動費は　議員としての活動のための経費

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条第14項乃至第16項に基づく政務活動費交付条例である石川県政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第22号。以下「本件条例」という。）は、『政務活動費を充てることができる経費の範囲』を規定している。

平成24年法改正規定の政務活動費の経費は、政務活動費を充てることができる経費の範囲を普通地方公共団体の政務活動費交付条例で定めなければならないとの新設規定部分に係る国会審議において、『議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部を交付するもの』であるゆえに、『議員としての活動に含まれない政党活動、選挙活動、後援会活動、私人としてのプライベートな活動のための経費などは（当該）条例（規定すること）によって（政務活動費充当経費の）対象にすることができない』との法改正案の修正案提出者の答弁で、『条例でその範囲を限定する意味がなくなってしまう』疑念は解消したから、『今の御答弁によって大変クリアになった』と当該質問者が述べている（事実証明書　１の14頁第１段25行目　～　最終行目の皆吉委員の答弁 及び 同頁２段１行目　～　２行目の質問者である柿澤委員の当該答弁についての評価）。

本件条例第２条は、『政務活動費を充てることができる経費の範囲』規定であって、『政務活動費は、会派及び議員が実施する』『政務活動』『に要する経費に対して交付』し、『別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする』と規定しており、本件条例第９条第４項においては、収支報告書記載『支出を証する書面』議長提出義務を規定している。

それゆえ、石川県議会議員の政務活動費の経費は、本件条例第２条第２項別表の『政務活動に要する経費』の『内容』規定経費のことである。

収支報告書に記載している当該支出は、『政務活動費に係る支出（別表に定める政務活動に要する経費に充てたものに限る）』との本件条例第10条規定があるゆえに、本件条例第９条第４項規定の収支報告書記載経費の支出を証する議長提出書面は『政務活動に要する経費』であると分かる書面を必要とするから、政務調査費の経費の「使途基準」の場合とは異なり、議員が議長提出した書面によって『政務活動に要する経費』の『内容』規定経費支出の有無を確認することが可能となったのである。

⑵　本件マニュアルは　支出証拠を議長提出しない定め

石川県政務活動費運用基準（マニュアル）（以下「本件マニュアル」という。）は、議会の権限を規定している法第96条第１項第１号規定の条例ではなく、石川県議会の内規であるゆえに、本件マニュアル１頁の「２経費の範囲及び使途基準」において、「政務活動費に充当できるのは、…　、その使途基準は、P13「政務活動費使途基準表のとおりとする。」と定めているものの、当該「政務活動費使途基準表」の「支出費目」費用は、『議員としての活動のための経費』ではないゆえに、政務活動費交付条例規定で政務活動費充当経費の対象とすることはできない費用であるから、本件条例第２条第２項別表規定の『政務活動に要する経費』の『内容』規定経費ではない。

本件マニュアルは、石川県政務調査費運用基準（マニュアル）（以下「政務調査費マニュアル」という。）を改訂したものであるゆえに、政務調査費使途基準の項目の内容として規定されていた例示経費を政務調査費マニュアルの「支出費目」費用としていたものであって、本件条例規定の『政務活動に要する経費』であると偽るためのものであるから、本件マニュアル１頁の定めは平成24年法改正後の法第100条第14項規定に違反している定めであり、本件条例第２条第２項規定違反の定めである（事実証明書３）。

本件マニュアル４頁の定めは、「雇用契約書」、「委託契約書・成果物」及び「その他、支出の根拠となる書類及び活動の実態が分かる書類など」は議長提出しない書類と定めているゆえに、『政務活動に要する経費』支出である「支出の根拠となる書類」を議長提出しない定めであるゆえに、本件条例第９条第４項規定の『支出を証する書面』を提出することができない定めであるとともに、石川県議会議員の支出は本件条例第10条の『政務活動費に係る支出（別表に定める政務活動に要する経費に充てたものに限る。）』規定どおり支出できない定めでもある。

それゆえ、本件各議員の違法支出の原因は、本件マニュアル１頁及び４頁の定めにあることは明らかである。

本件各議員が議長に提出した書面は、本件条例第２条第２項規定違反、本件条例第９条第４項規定違反及び本件条例第10条規定違反であるゆえに、本件マニュアル１頁及び４頁の定めによる本件マニュアル運用支出をしていた証拠であって、本件条例規定の『政務活動に要する経費』の『内容』規定経費支出をしていなかった証拠である。

本件各議員の支出は、本件マニュアル運用支出であるゆえに、本件条例第２条第２項規定の『政務活動に要する経費』の『内容』規定経費支出ではない。

⑶　本件マニュアル運用支出で充当した政務活動費は　不当利得政務活動費

法第100条第14項規定の『議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として』本件条例第２条で、『政務活動費を充てることができる経費の範囲』を規定しており、本件条例第２条第２項は、『政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする』との規定であるゆえに、本件条例ではない本件マニュアルの「政務活動費使途基準表」で定めている「支出費目」費用は本件条例第２条第２項別表規定の『政務活動に要する経費』の『内容』規定経費ではない。

本件条例第２条第２項別表の『政務活動に要する経費』の『内容』規定経費は、以下のとおりである。

『政務活動に要する経費』である広聴広報費の『内容』規定経費は、『会派及び議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費』である。

『政務活動に要する経費』である人件費の『内容』規定経費は、『会派及び議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費』である。

『政務活動に要する経費』である各『内容』規定経費ではない「支出費目」費用に政務活動費を充当している本件マニュアル運用支出は、当該支出を証する書面を議員が議長提出しないゆえに、『政務活動に要する経費』の『内容』規定経費支出ではないから、目的外支出の違法支出である。

また、本件マニュアルが定めている「政務活動費支出証明書」及び「政務活動報告書」は、当該議員自身が記載する書面であるゆえに、『政務活動に要する経費』の『内容』規定経費の『支出証拠』書面ではないから、本件条例第９条第４項で規定している『支出を証する書面』ではない。

議員が実施する『政務活動に要する経費』支出ではない本件マニュアル運用支出、議員が実施する政務活動に関連する経費の『支出証拠』書面を議長に提出していない支出及び『支出証拠』書面と認められない書面を議長提出している支出は、いずれの支出も、本件条例第２条第２項別表の『政務活動に要する経費』の『内容』規定経費支出ではないゆえに、目的外支出の違法支出であるから、これら各支出に政務活動費を充当した本件各議員は不当利得者であり、当該充当政務活動費は不当利得政務活動費である。

⑷　支出を証する書面は　政務活動に要する経費の支出証拠

本件条例第９条第１項は、『会派の代表者及びその所属議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、別記様式により毎年４月30日までに議長に提出しなければならない』と規定し、同条第４項では、『会派の代表者及びその所属議員は、前３項の規定により収支報告書を提出するときは、当該収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写し』『を併せて提出しなければならない。』と規定した上で、さらに、本件条例第10条においては、『会派の代表者又はその所属議員は、その年度において交付を受けた政務活動費に係る収入の総額からその年度において行った政務活動費に係る支出（別表に定める政務活動に要する経費に充てたものに限る。）の総額を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する額の政務活動費を知事に返還しなければならない。』と規定している。

本件条例第９条第４項の『収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面』は、本件条例第10条に『政務活動費に係る支出（別表に定める政務活動に要する経費に充てたものに限る。）』規定があるゆえに、本件条例第２条第２項別表の『政務活動に要する経費』の『内容』規定経費に充てたものであると分かる書面である。

本件条例規定に基づく令和７年度の収支報告書においては、政務活動費に係る支出は別表に定める政務活動に要する経費に充てたものに限るゆえに、同年度交付政務活動費である『収入』の金額を超える『政務活動費に係る支出』の金額があると記載することはできない。

本件各議員が議長提出した令和７年度の収支報告書は、収支報告書に収入額を超える支出額があると記載しているゆえに、本件各議員の支出は『政務活動に要する経費」の『内容』規定経費支出ではないから、本件各議員が本件マニュアル運用支出をしていた証拠である（事実証明書４）。

なお、本件マニュアル４頁で定めている「証拠書類」の中で、「議長に提出する書類」としている「政務活動報告書（様式１）」、「政務活動費集計表（様式１（付表１））」及び「政務活動費月計表（様式１（付表２））」は、本件条例第９条第４項規定の『支出を証する書面』に該当する書面ではないゆえに、上記３書面は『支出証拠』書面ではない。

⑸　本件各議員の違法支出額

本件各議員の政務活動費支出は、下記のとおりであり、本件マニュアル運用支出であるゆえに、『政務活動に要する経費』支出ではないから、目的外支出の違法支出である。

ア　打出喜代文議員の令和７年度収支報告書記載の広聴広報費支出269万2955円は、事実証明書５記載のとおり支出証拠の書面がＡ４・15枚であり、広聴広報費支出に係る領収書その他の支出を証する書面である「打出のこづちNo.23」等の支出の根拠となる書類（「支出の根拠となる書類及び活動の実態が分かる書類」）を議長提出していないゆえに、同議員の広聴広報費支出は本件マニュアル４頁の定めによる支出であって、本件条例別表規定の政務活動に要する経費の内容規定経費支出ではないから、同議員の広聴広報費支出の違法額は269万2955円である。

イ　横山隆也議員の令和７年度収支報告書記載の広聴広報費支出211万4861円は、事実証明書６記載のとおり支出証拠の書面がＡ４・15枚であり、広聴広報費支出に係る領収書その他の支出を証する書面である「県政報告書」支出の根拠となる書類（「支出の根拠となる書類及び活動の実態が分かる書類」）を議長提出していないゆえに、同議員の広聴広報費支出は本件マニュアル４頁の定めによる支出であって、本件条例別表規定の政務活動に要する経費の内容規定経費支出ではないから、同議員の広聴広報費支出の違法額は211万4861円である。

ウ　石田章議員の令和７年度収支報告書記載の広聴広報費支出198万4580円は、事実証明書７記載のとおり支出証拠の書面がＡ４・13枚であり、広聴広報費支出に係る領収書その他の支出を証する書面である「県政報告」等の支出の根拠となる書類（「支出の根拠となる書類及び活動の実態が分かる書類」）を議長提出していないゆえに、同議員の広聴広報費支出は本件マニュアル４頁の定めによる支出であって、本件条例別表規定の政務活動に要する経費の内容規定経費支出ではないから、同議員の広聴広報費支出の違法額は198万4580

円である。

エ　下沢佳充議員の令和７年度収支報告書記載の人件費支出180万円は、事実証明書８記載のとおり支出証拠の書面がＡ４・12枚であり、同『議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費』の人件費支出に係る領収書その他の支出を証する書面である当該支出の根拠となる書類（「雇用契約書」等）を議長提出していないゆえに、同議員の人件費支出は本件マニュアル４頁の定めによる支出であって、本件条例別表規定の政務活動に要する経費の内容規定経費支出ではないから、同議員の人件費支出の違法額は180万円である。

オ　堂前利昭議員の令和７年度収支報告書記載の広聴広報費支出173万8721円は、事実証明書９記載のとおり支出証拠の書面がＡ４・18枚であり、広聴広報費支出に係る領収書その他の支出を証する書面である「県政報告　第７号」等の支出の根拠となる書類（「支出の根拠となる書類及び活動の実態が分かる書類」）を議長提出していないゆえに、同議員の広聴広報費支出は本件マニュアル４頁の定めによる支出であって、本件条例別表規定の政務活動に要する経費の内容規定経費支出ではないから、同議員の広聴広報費支出の違法額は173万8721円である。

カ　田中敬人議員の令和７年度収支報告書記載の広聴広報費支出173万1046円は、事実証明書10記載のとおり支出証拠の書面がＡ４・11枚であり、広聴広報費支出に係る領収書その他の支出を証する書面である「県政報告会」等の「支出の根拠となる書類及び活動実態が分かる書類など」を議長提出していないゆえに、同議員の広聴広報費支出は本件マニュアル４頁の定めによる支出であって、本件条例別表規定の政務活動に要する経費の内容規定経費支出ではないから、同議員の広聴広報費支出の違法額は173万1046円である。

キ　米澤賢司議員の令和７年度収支報告書記載の広聴広報費支出169万8850円は、事実証明書11記載のとおり支出証拠の書面がＡ４・６枚であり、広聴広報費支出に係る領収書その他の支出を証する書面である「けんじ奮斗記　35号」等の支出の根拠となる書類（「支出の根拠となる書類及び活動の実態が分かる書類」）を議長提出していないゆえに、同議員の広聴広報費支出は本件マニュアル４頁の定めによる支出であって、本件条例別表規定の政務活動に要する経費の内容規定経費支出ではないから、同議員の広聴広報費支出の違法額は169万8850円である。

ク　清水真一路議員の令和７年度収支報告書記載の人件費支出157万3665円は、事実証明書12記載のとおり支出証拠の書面がＡ４・13枚であり、同『議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費』の人件費支出に係る領収書その他の支出を証する書面である当該支出の根拠となる書類（「雇用契約書」等）を議長提出していないゆえに、同議員の人件費支出は本件マニュアル４頁の定めによる支出であって、本件条例別表規定の政務活動に要する経費の内容規定経費支出ではないから、同議員の人件費支出の違法額は157万3665円である。

ケ　長田哲也議員の令和７年度収支報告書記載の人件費支出152万2825円は、事実証明書13記載のとおり支出証拠の書面がＡ４・18枚であり、人件費支出に係る領収書その他の支出を証する書面である支出の根拠となる書類（「雇用契約書」等）を議長提出していないゆえに、同議員の人件費支出は本件マニュアル４頁の定めによる支出であって、本件条例別表規定の政務活動に要する経費の内容規定経費支出ではないから、同議員の人件費支出の違法額は152万2825円である。

コ　太郎田真理議員の令和７年度収支報告書記載の広聴広報費支出152万2773円は、事実証明書14記載のとおり支出証拠の書面がＡ４・21枚であり、広聴広報費支出に係る領収書その他の支出を証する書面である「会報誌2025春号」等の支出の根拠となる書類（「支出の根拠となる書類及び活動の実態が分かる書類」）を議長提出していないゆえに、同議員の広聴広報費支出は本件マニュアル４頁の定めによる支出であって、本件条例別表規定の政務活動に要する経費の内容規定経費支出ではないから、同義員の広聴広報費支出の違法額は152万2773円である。

サ　善田善彦議員の令和７年度収支報告書記載の人件費支出144万4875円は、事実証明書15記載のとおり支出証拠の書面がＡ４・12枚であり、同『議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費』の人件費支出に係る領収書その他の支出を証する書面である当該支出の根拠となる書類（「雇用契約書」等）を議長提出していないゆえに、同議員の人件費支出は本件マニュアル４頁の定めによる支出であって、本件条例別表規定の政務活動に要する経費の内容規定経費支出ではないから、同議員の人件費支出の違法額は144万4875円である。

シ　福村章議員の令和７年度収支報告書記載の人件費支出118万8000円は、事実証明書16記載のとおり支出証拠の書面がＡ４・24枚であり、同『議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費』の人件費支出に係る領収書その他の支出を証する書面である当該支出の根拠となる書類（「雇用契約書」等）を議長提出していないゆえに、同議員の人件費支出は本件マニュアル４頁の定めによる支出であって、本件条例別表規定の政務

活動に要する経費の内容規定経費支出ではないから、同議員の人件費支出の違法額は118万8000円である。

ス　紐野義昭議員の令和７年度収支報告書記載の広聴広報費支出108万3173円は、事実証明書17記載のとおり支出証拠の書面がＡ４・32枚であり、広聴広報費支出に係る領収書その他の支出を証する書面である「夏の季節号 リーフレット」等の支出の根拠となる書類（「支出の根拠となる書類及び活動の実態が分かる書類」）を議長提出していないゆえに、同議員の広聴広報費支出は本件マニュアル４頁の定めによる支出であって、本件条例別表規定の政務活動に要する経費の内容規定経費支出ではないから、同議員の広聴広報費支出の違法額は108万3173円である。

セ　車幸弘議員の令和７年度収支報告書記載の広聴広報費支出109万4776円は、事実証明書18記載のとおり支出証拠の書面がＡ４・５枚であり、広聴広報費支出に係る領収書その他の支出を証する書面である「車　幸弘　議会通信　ＶＯＬ21」等の支出の根拠となる書類（「支出の根拠となる書類及び活動の実態が分かる書類」）を議長提出していないゆえに、同議員の広聴広報費支出は本件マニュアル４頁の定めによる支出であって、本件条例別表規定の政務活動に要する経費の内容規定経費支出ではないから、同議員の広聴広報費支出の違法額は109万4776円である。

⑹　本件各議員は　民法第704条規定の悪意の受益者

本件各議員が本件条例第９条第４項規定違反の違法支出をしている原因は、平成24年法改正後も、政務調査費と同様に「使途基準」として定めているものであり、本件条例規定ではない本件マニュアル１頁記載の「政務活動費に充当できるのは、 …　P13「政務活動費使途基準表」のとおりとする」定めで、平成24年法改正前の政務調査費使途基準の項目の内容の例示経費を「支出費目」費用としていた当該費用を政務活動に要する経費としていることにある。

平成24年法改正で『政務活動費を充てることができる経費の範囲』は必要的条例事項となったことを知りながら、石川県議会の内規である本件マニュアル記載の「支出費目」費用を『政務活動に要する経費』と偽る本件各議員は、民法第704条規定の悪意の受益者である。

よって、本件各議員の石川県への返還額は上記⑸記載の各違法額に、それぞれ、令和７年度政務活動費の収支報告書提出期限である令和８年４月30日の翌日である同年５月１日より返還期日までの民法に規定された年３パーセントの割合の遅延損害金を加えて石川県に返還することが必要である。

⑺　知事の不作為

政務活動に要する経費の支出ではない本件マニュアル運用支出であることを承知している知事は、本件各議員が本件条例第10条規定違反支出しているゆえに、知事は石川県の財産を管理するべき任務があるにもかかわらず、本件各議員の令和７年度政務活動費の返還を求めていないから、当該不作為で石川県に損害を与えている。

すなわち、知事は、本件各議員の令和７年度政務活動費の本件マニュアル運用支出を容認して、本件各議員に対する政務活動費返還請求を怠っている。

⑻　請求人は、本件各議員が令和７年度に交付を受けた政務活動費を政務活動に要する経費ではない支出費目費用等支出に政務活動費を充当とした未執行政務活動費であるゆえに、本件条例を熟知している本件各議員の不当利得は民法第704条規定の悪意の受益者の不当利得であるゆえに、打出喜代文議員に対し269万2955円の金額、横山隆也議員に対し211万4861円の金額、石田章議員に対し198万4580円の金額、下沢佳充議員に対し180万円の金額、堂前利昭議員に対し173万8721円の金額、田中敬人議員に対し173万1046円の金額、米澤賢司議員に対し169万8850円の金額、清水真一路議員に対し157万3665円の金額、長田哲也議員に対し152万2825円の金額、太郎田真理議員に対し152万2773円の金額、善田善彦議員に対し144万4875円の金額、福村章議員に対し118万8000円の金額、紐野義昭議員に対し108万3173円の金額及び車幸弘議員に対し109万4776円の金額、並びに、当該各金額に対する民法所定の年３パーセントの遅延損害金を加えて支払うように請求することを、石川県知事に求める。

以上、地方自治法第242条第１項の規定により、別紙事実証明書を添えて必要な措置を講ずることを求める。

（添付書類）

事実証明書１から事実証明書18まで（なお、これらの書面については、監査結果への記載を省略した。）

第２　監査委員の除斥

本件請求は、石川県議会（以下「県議会」という。）の議員に交付された政務活動費に関するものであることから、県議会議員から選任された監査委員については、法第199条の２の規定に基づき、本件監査から除斥した。

第３　請求の受理

本件請求が、法第242条第１項に定める要件に適合しているか審査を行い、令和８年９月30日に所定の要件を具備しているものと認め、受理した。

第４　監査の実施

１　請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第７項の規定に基づき、令和８年10月９日に、証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人から新たな証拠の提出はなく、改めて、請求人が請求の要旨について陳述した。

２　監査対象事項

令和７年度に県議会の会派及び所属議員に交付された政務活動費のうち、請求人が措置請求書において摘示している議員９名の広聴広報費及び議員５名の人件費を監査対象とした。

３　監査対象機関

石川県議会事務局（以下「議会事務局」という。）

４　監査対象機関への監査

議会事務局に対して関係書類の提出を求めるとともに、令和８年10月22日に政務活動費制度の概要及び運用状況並びに請求人の主張に対する見解等について聴取を行った。

その主な内容は、おおむね次のとおりであった。

⑴　政務活動費制度について

政務活動費制度の根拠法は地方自治法であり、法第100条第14項において、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」、同条第15項において、「前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定されている。以前、この条項は、政務調査費制度の拠となっていたが、平成24年９月の法改正により、「議員の調査研究に資するため必要な経費」から「議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費」へと充当可能範囲が拡大・明確化されたことや名称が「政務調査費」から「政務活動費」へと変更され、さらに、同条第16項には「議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。」という新たな条項が追加されている。

法の改正に伴い、本県でも同年12月、議員提案により本件条例及び「石川県政務活動費の交付に関する規程（平成13年議会規程第１号。以下「規程」という。）」を改正し、平成25年度からは、これらを根拠条例等として、「政務活動費」の運用を行っている。

⑵　請求人の主張に対する弁明について

ア　議長に提出する書面について

請求人は、「収支報告書に記載している当該支出は、『政務活動費に係る支出（別表に定める政務活動に要する経費に充てたものに限る）』との本件条例第10条規定があるゆえに、本件条例第９条第４項規定の収支報告書記載経費の支出を証する議長提出書面は『政務活動に要する経費』であると分かる書面を必要とするから、政務調査費の経費の「使途基準」の場合とは異なり、議員が議長提出した書面によって『政務活動に要する経費』の『内容』規定経費支出の有無を確認することが可能となったのである。」と主張する。

しかしながら、請求人の主張は根拠が不明である。

議長へ提出する書面として本件条例第９条第４項に規定する「収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写し」については、支出の事実を裏付ける書面の写しを求めているものであり、当該支出が本件条例所定経費であることを証する書面の写しの提出を求めているものではない。

また、「政務調査費」が「政務活動費」に改正される以前から、その支出については本件条例、規程及び運用基準に基づく提出書面にて確認、また、必要に応じて、議長が事務局職員に命じてその内容を調査してきた。

イ　本件マニュアルの位置付け及び保管書類の提示について

請求人は、「石川県政務活動費運用基準（マニュアル）（以下「本件マニュアル」という。）は、議会の権

限を規定している法第96条第１項第１号規定の条例ではなく、石川県議会の内規であるゆえに、本件マニュアル１頁の「２　経費の範囲及び使途基準」において、「政務活動費に充当できるのは、・・・、その使途基準は、Ｐ13「政務活動費使途基準表のとおりとする。」と定めているものの、当該「政務活動費使途基準表」の「支出費目」費用は、『議員としての活動のための経費』ではないゆえに、政務活動費交付条例規定で政務活動費充当経費の対象とすることはできない費用であるから、本件条例第２条第２項別表規定の『政務活動に要する経費』の『内容』規定経費ではない。本件マニュアルは、石川県政務調査費運用基準（マニュアル）（以下「政務調査費マニュアル」という。）を改訂したものであるゆえに、政務調査費使途基準の項目の内容として規定されていた例示経費を政務調査費マニュアルの「支出費目」費用としていたものであって、本件条例規定の『政務活動に要する経費』であると偽るためのものであるから、本件マニュアル１頁の定めは平成24年法改正後の法第100条第14項規定に違反している定めであり、本件条例第２条第２項規定違反の定めである（事実証明書３）。本件マニュアル４頁の定めは、「雇用契約書」、「委託契約書・成果物」及び「その他、支出の根拠となる書類及び活動の実態が分かる書類など」は議長提出しない書類と定めているゆえに、『政務活動に要する経費』支出である「支出の根拠となる書類」を議長提出しない定めであるゆえに、本件条例第９条第４項規定の『支出を証する書面』を提出することができない定めであるとともに、石川県議会議員の支出は本件条例第10条の『政務活動費に係る支出（別表に定める政務活動に要する経費に充てたものに限る。）』規定どおり支出できない定めでもある。それゆえ、本件各議員の違法支出の原因は、本件マニュアル１頁及び４頁の定めにあることは明らかである。本件各議員が議長に提出した書面は、本件条例第２条第２項規定違反、本件条例第９条第４項規定違反及び本件条例第10条規定違反であるゆえに、本件マニュアル１頁及び４頁の定めによる本件マニュアル運用支出をしていた証拠であって、本件条例規定の『政務活動に要する経費』の『内容』規定経費支出をしていなかった証拠である。本件各議員の支出は、本件マニュアル運用支出であるゆえに、本件条例第２条第２項規定の『政務活動に要する経費』の『内容』規定経費支出ではない。」と主張する。

しかしながら、請求人の主張はいずれも根拠が不明である。

本件マニュアルは、本件条例に定める政務活動費の適正な運用を期すため、具体的な費目ごとに使途基準を明確にし、その使途の透明性の確保を目的として策定されたものであり、本件マニュアルに記載する「支出費目」は、本件条例別表に定める経費ごとに具体的な費目を例示し、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の考え方を記載しているものである。

また、議長へ提出する書面として本件条例第９条第４項に規定する「収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写し」については、支出の事実を裏付ける書面の写しの提出を求めているものである。「雇用契約書」、「委託契約書・成果物」及び「その他、支出の根拠となる書類及び活動の実態が分かる書類など」は、議長に提出された書類の他、必要に応じて、議長が事務局職員に命じて、議員が保管している書類の提示を求め、その内容を確認している。

ウ　議員が作成する書面について

請求人は、「『政務活動に要する経費』である各『内容』規定経費ではない「支出費目」費用に政務活動費を充当している本件マニュアル運用支出は、当該支出を証する書面を議員が議長提出しないゆえに、『政務活動に要する経費』の『内容』規定経費支出ではないから、目的外支出の違法支出である。また、本件マニュアルが定めている「政務活動費支出証明書」及び「政務活動報告書」は、当該議員自身が記載する書面であるゆえに、『政務活動に要する経費』の『内容』規定経費の『支出証拠』書面ではないから、本件条例第９条第４項で規定している『支出を証する書面』ではない。議員が実施する『政務活動に要する経費』支出ではない本件マニュアル運用支出、議員が実施する政務活動に関連する経費の『支出証拠』書面を議長に提出していない支出及び『支出証拠』書面と認められない書面を議長提出している支出は、いずれの支出も、本件条例第２条第２項別表の『政務活動に要する経費』の『内容』規定経費支出ではないゆえに、目的外支出の違法支出であるから、これら各支出に政務活動費を充当した本件各議員は不当利得者であり、当該充当政務活動費は不当利得政務活動費である」と主張する。

しかしながら、請求人の主張はいずれも根拠が不明である。

本件マニュアルは、本件条例に定める政務活動費の適正な運用を期すため、具体的な費目ごとに使途基準を明確にし、その使途の透明性の確保を目的として策定されたものであり、本件マニュアルに記載する「支出費目」は、本件条例別表に定める経費ごとに具体的な費目を例示し、議員の調査研究その他の活動に資す

るため必要な経費の考え方を記載しているものである。

また、議長へ提出する書面として本件条例第９条第４項に規定する「収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写し」については、支出の事実を裏付ける書面の写しの提出を求めているものであり、当該支出が本件条例所定経費であることを証する書面の写しを求めているものではない。

支出の事実を裏付ける書面については、領収書その他の支出を証する書面の写しとしており、その他支出を証する書面とは、領収書を基本とするが、領収書を徴し難い、例えば路線バスの運賃等の場合、本件マニュアルの定めにより、議員自身が記載する「政務活動費支出証明書」を使用することとしている。

また、請求人の示す「政務活動報告書」は、政務活動費の使途の透明性の確保の観点から、日別に政務活動費の状況をまとめることで、その内容をわかりやすくしたものであって、支出の事実を裏付ける書面そのものではない。

これら議長に提出された書面は、本件条例、規程及び本件マニュアルに基づくものであり、かつ適正に報告されており、違法ではない。

エ　交付額を超える支出と報告書類について

請求人は、「本件条例第９条第４項の『収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面』は、本件条例第10条に『政務活動費に係る支出（別表に定める政務活動に要する経費に充てたものに限る。）』規定があるゆえに、本件条例第２条第２項別表の『政務活動に要する経費』の『内容』規定経費に充てたものであると分かる書面である。本件条例規定に基づく令和７年度の収支報告書においては、政務活動費に係る支出は別表に定める政務活動に要する経費に充てたものに限るゆえに、同年度交付政務活動費である『収入』の金額を超える『政務活動費に係る支出』の金額があると記載することはできない。本件各議員が議長提出した令和７年度の収支報告書は、収支報告書に収入額を超える支出額があると記載しているゆえに、本件各議員の支出は『政務活動に要する経費』の『内容』規定経費支出ではないから、本件各議員が本件マニュアル運用支出をしていた証拠である（事実証明書４）。なお、本件マニュアル４頁で定めている「証拠書類」の中で、「議長に提出する書類」としている「政務活動報告書（様式１）」、「政務活動費集計表（様式１（付表１））」及び「政務活動費月計表（様式１（付表２））」は、本件条例第９条第４項規定の『支出を証する書面』に該当する書面でないゆえに、上記３書面は『支出証拠』書面ではない。」と主張する。

しかしながら、請求人の主張はいずれも根拠が不明である。

本件条例の規定する政務活動費の交付方法は、事前に具体的な使途を特定し、支出前に審査のうえ政務活動費の交付の決定を行っているものではなく、会派又は議員に対して定額の政務活動費を交付したうえで年度終了後に収支報告書の提出を求め、政務活動費に充当されなかった残額がある場合には返還するという方法を取っている。これは、所定の額を上限とすることを認めるものにすぎず、議員が交付額を超える額を支出して政務活動を行うことを制限するものではない。

また、議長へ提出する書面として本件条例第９条第４項に規定する「収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写し」については、支出の事実を裏付ける書面の写しの提出を求めているものであり、当該支出が本件条例所定経費であることを証する書面の写しを求めているものではない。

支出の事実を裏付ける書面については、領収書その他の支出を証する書面の写しとしており、その他支出を証する書面とは、領収書を基本とするが、領収書を徴し難い、例えば路線バスの運賃等の場合、本件マニュアルの定めにより、議員自身が記載する支出証明書を使用することとしている。また、請求人の示す政務活動報告書以下３書面については、政務活動費の使途の透明性の確保の観点から、日別、月別、経費別に政務活動費の状況をまとめることで、その内容をわかりやすくしたものであって、支出の事実を裏付ける書面そのものではない。

なお、請求人がこれまで提起してきた「政務活動費返還請求事件」において、本件マニュアルについて金沢地方裁判所は、令和８年９月18日政務活動費返還請求事件（令和６年度政務活動費）の判決で、「本件運用基準は、平成24年法律第72号による地方自治法一部改正によって、従来の政務調査費が政務活動費と改められ、政務活動費を充当することのできる経費の範囲について条例で定めなければならないとされていること、議長がその使途の透明性の確保に努めるものとされたことを踏まえ、石川県議会において、政務活動費

の取扱いの基本指針を示すものとして改訂されたと認められるところ、このような経緯及び本件運用基準の内容に鑑みれば、その趣旨は、本件条例別表において定める経費を具体化し、その細目を議会自身が定めることにより、地方の実情を踏まえつつ政務活動費の使途の透明性をより一層確保する点にあると解され、その内容を通じて見ても、地方自治法や本件条例の趣旨に照らして不合理な点は見当たらない。以上に鑑みれば、本件運用基準の内容は、基本的に本件条例に適合するものとして、本件条例別表が定める経費の解釈指針として参酌するのが相当である」との判断を、また、本件条例第９条第４項に規定する「収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写し」について裁判所は、「本件条例９条４項は、収支報告書とともに「当該収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写し」を提出するよう要求するにとどまっており、本件運用基準上も、政務活動に要する経費であることを証する書面を収支報告書とともに提出するよう義務付ける旨の規定は見当たらない。したがって、上記の称する書面が議長に提出されていないことをもって本件各支出に政務活動費を充てたことに法律上の原因がない旨の原告の上記主張は採用できない」との判断を示している。

オ　広聴広報費及び人件費について

請求人は、打出喜代文議員、横山隆也議員、石田章議員、堂前利昭議員、田中敬人議員、米澤賢司議員、太郎田真理議員、紐野義昭議員、車幸弘議員の広聴広報費支出の金額及び支出証拠の書面枚数を示したうえで、広聴広報費支出に係る領収書その他の支出を証する書面である各議員の県政報告紙等の「支出の根拠となる書類（「支出の根拠となる書類及び活動の実態がわかる書類」）を議長提出していないゆえに、同議員の広聴広報費支出は本件マニュアル４頁の定めによる支出であって、本件条例別表規定の政務活動に要する経費の内容規定経費支出ではないから、同議員の広聴広報費支出額の違法」また下沢佳充議員、清水真一路議員、長田哲也議員、善田善彦議員、福村章議員の人件費支出の金額及び支出証拠の書面枚数を示したうえで、「同『議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費』の人件費支出に係る領収書その他の支出を証する書面である当該支出の根拠となる書類（「雇用契約書」等）を議長提出していないゆえに、同議員の人件費の支出は本件マニュアル４頁の定めによる支出であって、本件条例別表規定の政務活動に要する経費の内容規定経費支出ではないから、同議員の人件費支出額の違法」と主張する。

しかしながら、請求人の主張はいずれも根拠が不明である。

これら各議員からの、議長への各提出書面は、本件条例、規程及び本件マニュアルに基づくものであり、かつ、適正に報告されており、違法ではない。

また、議長に提出された書類の他、必要に応じて、議長が事務局職員に命じて、議員が保管している書類の提示を求め、その内容を確認している。

カ　悪意の受益者及び返還の要否について

請求人は、「平成24年法改正で『政務活動費を充てることができる経費の範囲』は必要的条例事項となったことを知りながら、石川県議会の内規である本件マニュアル記載の「支出費目」費用を『政務活動に要する経費』と偽る本件各議員は、民法第704条規定の悪意の受益者である。よって、本件各議員の石川県への返還額は上記５記載の各違法額に、それぞれ、令和７年度政務活動費の収支報告書提出期限である令和８年４月30日の翌日である同年５月１日より返還期日までの民法に規定された年３パーセントの割合の遅延損害金を加えて石川県に返還することが必要である」と主張する。

しかしながら、「本件マニュアル」は、本件条例に定める政務活動費の適正な運用を期すため、具体的な費目ごとに使途基準を明確にし、その使途の透明性の確保を目的として策定されたものであり、本件マニュアルに記載する「支出費目」は、本件条例別表に定める経費ごとに具体的な費目を例示し、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の考え方を記載しているものであることから、本件マニュアルに基づき、かつ、適正に報告されている支出は、本件条例に沿った適正な支出であり、返還の必要はない。

なお、本件マニュアルについて裁判所は「その趣旨は、本件条例別表において定める経費を具体化し、その細目を議会自身が定めることにより、地方の実情を踏まえつつ政務活動費の使途の透明性をより一層確保する点にあると解され、その内容を通じて見ても、地方自治法や本件条例の趣旨に照らして不合理な点は見当たらない」との判断を示している。

⑶　議員への周知について

本件マニュアルの運用については、適宜、各議員に対し個別説明や問い合わせに対する対応を繰り返し行っているほか、本年６月には１期目の議員に対して、勉強会を実施したところである。

⑷　議長による調査について

議会事務局は、本件条例に基づき交付した当該政務活動費が適正に執行されているかどうか、会派及び議員から提出された収支報告書等により確認をし、残余の額がある場合はこれを返還させている。また、議長に提出された書類のほか、必要に応じて、議長が事務局職員に命じて、議員が保管している書類の提示を求め、その内容を確認している。

５　関係人に対する調査について

法第199条第８項の規定に基づき、措置請求書で摘示されている支出に係る事案について、本件各議員に対し、文書による調査を行った。

第５　監査の結果

本件請求については、合議により、次のとおり決定した。

請求人が摘示した各支出について、令和７年度の政務活動費を違法又は不当に充当したとは認められず、これらの支出を理由とする県の返還請求権の存在も認められない。

したがって、本件請求は、理由がないため、棄却する。

以下、事実関係の確認及び判断について述べる。

１　事実関係の確認

議会事務局に対する監査及び本件各議員に対する調査の結果、次の事実を確認した。

⑴　政務活動費制度について

政務活動費制度は、平成24年９月に法改正が行われ、「政務調査費」から「政務活動費」に名称が変更され、政務活動費の充当可能範囲が「調査研究」から「調査研究その他の活動」に拡大されたほか、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めること、交付を受けた議員は政務活動費に係る収支報告書を議長に提出すること、議長は政務活動費についてはその使途の透明性の確保に努めることとされた。

これを受けて、石川県においても、議員提案により、平成24年12月に本件条例及び規程が改正され、平成25年３月１日から施行された。

本件条例第２条では、県政の課題及び県民の意思を把握して県政に反映させる活動等を政務活動とし、別表で対象経費を定めている。広聴広報費は会派及び議員が県政に関する政策等の広聴広報活動を行うための経費であり、人件費は会派及び議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費である。

本件条例第９条第４項では、議長に収支報告書を提出する際、領収書その他の支出を証する書面の写しを併せて提出するよう定めている。同条例第10条では、政務活動費に係る収入総額から同条例第２条第２項別表の経費に充てた支出総額を控除して残余があるときは、その額を知事に返還するよう定めている。同条例第12条では、議長による調査及び使途の透明性の確保について定めている。同条例第13条では、議長が政務活動費の交付に関し必要な事項を定めることとされている。

また、本件条例及び規程の改正の趣旨を踏まえ、政務活動費の使途の透明性をより一層確保することなどを目的に、政務調査費マニュアルを本件マニュアルに改訂し、平成25年４月１日から運用を開始した。

⑵　本件各議員の収支報告について

本件各議員の令和７年度政務活動費収支報告書に記載されている収入額、支出額及び請求人が摘示する経費の支出額は、次のとおりである。なお、いずれの額も、措置請求書提出時の額である。

ア　打出喜代文議員

収入額　352万8000円、支出額　363万6341円、支出額のうち広聴広報費　269万2955円

イ　横山隆也議員

収入額　360万円、支出額　382万929円、支出額のうち広聴広報費　211万4861円

ウ　石田章議員

収入額　360万円、支出額　383万4256円、支出額のうち広聴広報費　198万4580円

エ　下沢佳充議員

収入額　360万円、支出額　360万2323円、支出額のうち人件費　180万円

オ　堂前利昭議員

収入額　360万円、支出額　371万2706円、支出額のうち広聴広報費　173万8721円

カ　田中敬人議員

収入額　330万円、支出額　333万7706円、支出額のうち広聴広報費　173万1046円

キ　米澤賢司議員
　収入額　360万円、支出額　365万2314円、支出額のうち広聴広報費　169万8850円
ク　清水真一路議員
　収入額　360万円、支出額　362万7720円、支出額のうち人件費　157万3665円
ケ　長田哲也議員
　収入額　360万円、支出額　378万9220円、支出額のうち人件費　152万2825円
コ　太郎田真理議員
　収入額　360万円、支出額　371万4107円、支出額のうち広聴広報費　152万2773円
サ　善田善彦議員
　収入額　360万円、支出額　369万1177円、支出額のうち人件費　144万4875円
シ　福村章議員
　収入額　360万円、支出額　367万7996円、支出額のうち人件費　118万8000円
ス　紐野義昭議員
　収入額　360万円、支出額　366万1268円、支出額のうち広聴広報費　108万3173円
セ　車幸弘議員
　収入額　360万円、支出額　362万2314円、支出額のうち広聴広報費　109万4776円

２　判断

請求人の主張、議会事務局の説明及び本件各議員に対する調査等に基づき、次のとおり判断する。

⑴　本件マニュアルに基づく支出について

政務活動費を充てることができる経費の範囲は、法第100条第14項の規定に基づき、本件条例第２条で定められている。本件マニュアルは、同条第２項別表に定める経費の範囲を具体化し、使途基準を明確にするために県議会が策定したものである。

政務活動費制度の運用については、執行機関と県議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡の理念に鑑み、県議会の自主性及び自律性を尊重することが求められると考えられる。このため、政務活動費を充てることができる経費の範囲に関する条例の解釈やその使途基準を定める本件マニュアルの運用については、第一義的には県議会の責任において判断すべきものであると考える。

最高裁判所平成21年12月17日判決は、政務調査費条例について、「政務調査費条例は、政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される」と判示している。

また、金沢地方裁判所令和６年９月20日判決においても、本件マニュアルについて、「その内容が地方自治法や本件条例の趣旨に合致しない不合理なものと認められない限り、（中略）経費支出の対象となる行為と本件条例２条１項所定の政務活動との間の合理的関連性の有無の判断に当たって参酌される」とした上で、「その内容が不合理であるということはできず、地方自治法や本件条例の趣旨に合致しない不合理なものとは認められない」と判示している。

本件監査では、県議会及び議員の活動の自主性及び自律性を尊重しつつ、各支出への政務活動費の充当の適否を、本件条例及び規程に照らし、本件マニュアルを参酌して判断する。

したがって、本件マニュアルに基づく支出であることのみを理由に、本件条例所定の経費に該当しない違法な支出とする請求人の主張には理由がない。

⑵　収支報告書の支出総額が収入総額を超えていることについて

本件条例第10条は、政務活動費に係る収入総額から同条例第２条第２項別表に定める経費に充てた支出総額を控除して残余がある場合に、その相当額の返還を義務付けるものである。

政務活動費の交付額は公費負担の限度額であり、議員が自己負担を加えて政務活動を行うことまで制限するものではない。

金沢地方裁判所令和６年９月20日判決においても、政務活動費の交付方法について「事前に使途を定めることなく定額を交付した上で、交付を受けた会派又は議員に対し、年度終了後に収支報告を行わせ、交付を受けた政務活動費の残余がある場合にはこれを返還させるというものであるところ（本件条例４条、９条、10条）、もとより議員に対して政務活動費の交付額を超えた政務活動を制限するものではないのであり、収支報告書に

収入額を超える支出額の記載があったとしても、そのことから直ちに原告が主張するように本件条例所定経費に該当しない支出があったと推認されるものではない」としている。

したがって、収支報告書の支出総額が収入総額を超えていることのみを理由に、対象支出が本件条例所定の経費に該当しないとする請求人の主張には理由がない。

⑶　政務活動費の支出を証する書面について

本件条例第９条第４項は、収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写しの議長への提出を義務付けているが、雇用契約書、委託成果物、広報紙等の活動実態を示す書類のすべてについて、議長への提出を義務付けるものではない。

本件マニュアルでは、これらの書類を会派及び議員が保管し、議長に提示する取扱いとしている。

金沢地方裁判所令和６年９月20日判決においても、「同条例９条４項が用いる「領収書その他の政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面」とは、その文言からして、領収書を始めとした支出を証明する書面であると解される。本件条例は、これらの写しの提出を義務付けることによって、政務活動費の使途の透明性を確保しようとしたものと解され、このことは、本件マニュアルにおいても、賃貸借契約書、雇用契約書等の支出の根拠となる文書や活動の実態が分かる文書については、会派及び議員が整理・保管し、支出を証すべき書面の写しを議長に提出するのに併せて提示することが求められていることにとどまり（中略）、当該支出が条例所定経費に当たることを証する書面の提出が必要であることを窺わせる記載は存しないことにも表れている」としている。

本件監査では、議長に提出された政務活動報告書、領収書及び政務活動費支出証明書等の書面並びに議会事務局の説明及び本件各議員に対する調査の結果に基づき、監査対象とした議員９名の広聴広報費及び議員５名の人件費への政務活動費の充当状況を確認した。その結果、これらの経費への政務活動費の充当について、一般的・外形的に把握できる事実に照らして明らかに適正を欠くものは認められず、いずれの支出に対する充当も、本件条例、規程及び本件マニュアルに照らして、違法又は不当な充当は認められなかった。

したがって、雇用契約書、委託成果物、広報紙等の活動実態を示す書類が議長に提出されていないことのみを理由に、対象支出の全額を違法な目的外支出とする請求人の主張には理由がない。

⑷　議員自身が記載した政務活動報告書等について

本件マニュアルに定める「政務活動費支出証明書」は、領収書を徴し難い場合等に支出の事実を証するために用いる書面であり、議員自身が作成したことのみを理由に、その証拠力としての意味が否定されるものではない。

その証拠力については、支出年月日、支出先、金額及び内容等の記載並びに他の資料との整合性を踏まえて判断すべきものである。

一方、「政務活動報告書」、「政務活動費集計表」及び「政務活動費月計表」は、政務活動費の使途等を整理した書類であり、それ自体が個々の支出の事実を証明するものではない。

したがって、議員自身が作成した書面であることのみを理由に、対象支出の全額を違法とする請求人の主張には理由がない。

⑸　その他の主張について

請求人は、上記⑴から⑷までの事項のほかにも種々の主張をしているが、これらは、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為又は公金の賦課、徴収若しくは財産の管理を怠る事実に関するものではない。

⑹　結び

上記⑴から⑸までのとおり、請求人が摘示する議員９名の広聴広報費及び議員５名の人件費について監査したところ、違法又は不当な充当は認められなかった。

また、監査の過程で、堂前利昭議員、清水真一路議員及び福村章議員の政務活動報告書に一部記載誤りが確認されたが、いずれも訂正されたことを確認しており、これらによる県の損害は認められない。

以上のことから、対象支出について県に返還請求権が生じているとは認められず、本件各議員が民法第704条に規定する悪意の受益者に当たるとする請求人の主張及び遅延損害金の支払を求める主張にも理由がない。

したがって、知事が返還請求権の行使を違法又は不当に怠っている事実は認められず、本件請求には理由がない。

第６　意見

今回の住民監査請求については、請求人が主張する違法又は不当な支出は認められず、また、政務活動費制度

の運用等においても直ちに違法と思料されるものはなかった。

しかしながら、今回、政務活動費に係る報告書類の一部で誤りがあったことは遺憾である。政務活動費は公金から支出されていることから、その使途について厳格な精査・確認が求められるとともに、使途の透明性をより一層確保することが求められている。

県議会においては、政務活動費の使途の透明性の確保を求める本件条例第12条の趣旨に鑑み、これまでの経過や他の都道府県議会の状況等も踏まえ、使途基準等の明確化や透明性の向上に向けた取組を不断に進めるよう期待するところである。

とりわけ、以下の事項については、より重点的な対応がなされるよう求めるものである。

1　政務活動費制度は、議員の広範な裁量の下で運用される一方、公金で賄われていることを踏まえ、その使途については、常に厳格な管理と県民に対する説明責任が求められるものである。

今後とも、透明性の確保に十分配意し、県民に対する説明責任を適切に果たされたい。

2　本件条例で定める政務活動に要する経費について、具体的な費目ごとに使途基準を明確にし、その使途の透明性の確保を図る本件マニュアルについては、議員等が適正に運用することができるよう、日頃からその内容について十分に周知を図るとともに、必要に応じ所要の見直しを行うなど、政務活動費の使途の透明性の確保に努められたい。

3　政務活動費に係る収支報告書については、これまで、内容の精査・確認の不備等により、提出後に修正する事案が一部において見受けられることから、提出前に、より一層の精査・確認に努められたい。

4　議会事務局においては、議長の調査に係る事務と知事の補助執行機関としての事務を担っており、事務処理体制の拡充強化を進めてきたが、引き続き関係書類の確認、審査及び結果の記録に万全を期し、審査の精度の更なる向上に取り組まれたい。

発行人　〒920-8580　石川県金沢市鞍月１丁目１番地　　石　川　県
編　集　〒921-8002　石川県金沢市玉鉾４丁目166番地　㈱　共　栄　TEL(076)292-2236